

第7回 三重県手話言語に関する条例検討会 事項書

日時：平成28年2月26日（金）10:00～

場所：601 特別委員会室

1 各委員からの意見シートについて提出者説明

2 その他

【資料】

資料1 意見シート（各委員提出）

資料2 三重県手話言語に関する条例検討会 各委員の意見の取りまとめ

資料3 三重県手話言語に関する条例検討会 今後のスケジュール見直し（案）

提出締切: 2月23日(火)12:00

資料1

意見シート

委員名: 芳野 正英

第1 総論について意見

- ・本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか など

。「議会の責務」の明記。

提案者として、議会内で手話通訳者の活用など積極的に取り組んでいくことを規定する。

。(観光旅行者、その他の滞在者への対応) (手話と必要とする観光旅行者等)

県、県民および事業者は、手話と必要とする観光旅行者、その他の滞在者が、安心して県内で滞在できるよう、おもてなしの心で必要な施策を実施し、手話への理解ある対応を、又は手話と必要とする観光旅行者等が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

第2 各論について意見

- ・本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか など

・高等教育機関の学生にも手話の教育環境を整備するため

「ろう児等」に「学生」も加える。

。(ろう者等による普及啓発)は「ろう者の役割」として、総論におく

。(手話を用いた情報発信等)の規定に3項を設ける。

3. 県は「災害時における避難方法、被災後の生活等、必要な時期にろう者に必要な支援が得られるよう努めるものとする。

→具体的に口計画に入れ込んでいく

第3 条例全般に係る意見

- ・ 条例に対する思い
- ・ 条例制定の効果として期待すること

など

提出締切:2月23日(火)12:00

資料2

意見シート

委員名: 中瀬古初美

第1 総論について意見

- ・本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか
など

- ・手話の定義 — 手話言語としての「日本手話」とであると明言すべき
- ・市町の責務ではなく、市町との連携及び協力
- ・意志疎通と言語で行う権利

第2 各論について意見

- ・本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか
など

- ・手話による情報取得・意志疎通支援の施策
- ・乳幼児期からの手話の教育環境の整備
- ・手話通訳人材養成と指導者養成

第3 条例全般に係る意見

- ・ 条例に対する思い
- ・ 条例制定の効果として期待すること

など

- ・ 前文の中では 三重県立聾学校で 教育活動の中で手話を取り入らした
全国でも先進的であった経緯を 入る (日本語力向上に向けて
取り組んできたことも入らしてはどうか) 全般の歴史は必要ない
- ・ 障害者権利条約で重要となってくる「意志疎通」というキーワードを
大切に考えたい (市町単位では難しい)
 - ・ 支援の環境づくりのために、手話通訳者の養成や、指導者の
養成、派遣制度の確立など喫緊の課題と思われいる
 - ・ 教育の環境を整える 通訳者設置 手話通訳が生業として成り立た
なくては通訳の成り手が少ない
 - ・ 手話と学ぶ機会を確保
 - ・ 手話奉仕員養成事業の完全実施
- ・ 遠隔手話通訳の実施ができるよう(観光立県を目指す三重県)
ならでは!
- ・ 災害支援体制の拠点づくり
- ・ 観光立県を目指す三重県ならではの公共施設や公共交通等での
情報提供や通訳サービス
- ・ 条例制定により、県民の一見してわかりにくい聴覚障がい者の方
への理解とコミュニケーションが広がること、きちんとした 情報保障が得られるべき!
司法や医療の場等聴覚障がい者が確実に伝えたいことが伝わる
べきで、誤りがあるてはならないと考える。
また、制定により、国での手話言語法制定に向けて働くことと
その一歩となることを期待する。

提出締切: 2月23日(火)12:00

資料2

意見シート

委員名: 小島智子

第1 総論について意見

- ・ 本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・ 追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・ 3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか など

- ・ 鳥取県、群馬県は条例項目が多く、それぞれに書き込まれているが、神奈川県は項目が少ない。手話通訳者の確保・養成等は欠かすことができないので、鳥取・群馬両県の条例のボリュームは必要と考えます。
- ・ 手話施策推進協議会の設置を入れることが必要だと思いますが、議提条例で設置について書き込むことは難しいのかも知れません。鳥取県は入っていますが、群馬県は付帯決議となっています。

第2 各論について意見

- ・ 本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・ 追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・ 3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか など

・ 県内の聴覚・平衡機能障害のある方が7,405人。うち両耳全ろうの方が1,830人。6級の方が2,800人。先天性の障害、中途失聴等、様々な状況があり、手話を使われない方も少なくありません。この現状を鑑みると、手話だけでなく、少なくとも要約筆記や、磁気テープなど、情報を得るに必要な状況を作り出せる保障がなされることが必要であると考えます。しかし、手話言語条例というそもそもの目的からすると、書き込むべきかどうか、判断が難しい。

・ 教育については、ろう学校の教員の配置、専門性向上のための研修、手話の普及等について群馬県のように書き込みたいと思います。また、乳幼児期からの言語環境の整備等や子どもたち自身の言語の選択保障にも言及できたらと考えます。

- ・ 地域の課題に対する施策を講じられるような内容を入れ込めると良いと思います。
(例えば、防災対策や観光対策など。)

第3 条例全般に係る意見

- ・ 条例に対する思い
- ・ 条例制定の効果として期待すること

など

- ・ 当事者の思いをどう反映できるか、が最も必要であると考えています。
手話が一つの独立した言語であるという認識は、当事者の方からお話を聞くまで、それほど深く持っていませんでした。互いに意思疎通がはかれたら、コミュニケーションがはかれたら、とそのことを求めてみえるのだと考えていました。
しかし当事者の「このままいくと手話通訳者がいなくなり、私たちは声を奪われます」という叫びを聞くにつけ、言語であるという認識をしっかりと持ち、そのことを条例に反映させるべきであると考えようになりました。
- ・ 上記のことから、コミュニケーションを主目的とする条例にはすべきでないと考えます。
- ・ ろう者自身の思いもちろんですが、保護者の願いもまたくみ取って、どんな社会づくりをめざすのかという理念を書き込めればと思います。条例制定によって、三重県民が手話に対する理解を深め、互いに住みやすい環境づくりが一層進めばと期待します。

第1 総論について意見

・追加又は不要な部分

【定義】

- ①神奈川のような「ろう者」や「手話の普及」の定義は不要であるが、「手話言語の定義」が必要。

現在、日本では「日本手話」、「日本語対应手話」などが混在しているが、手話言語は「日本手話」のみということが学術的にも立証されている。言語として認められているのは「日本手話」であることから、「日本手話」を「手話言語の定義」に定める。

・3県の条例について

【市町の責務/市町との連携及び協力】

- ①市町の責務については、それぞれの自治体が設ければよい。

責務とするより、神奈川県、群馬県のように市町村との連携及び協力の方が望ましい。

【事業者の役割】

- ①事業者の役割は必要であるが、神奈川県のように事業者が手話の使用に関して配慮する旨の条例は、ろう者の雇用の門戸を狭くするのではないか。

第2 各論について意見

・独自の規定・特徴的な規定

【基本的施策】

- ①学校における手話の普及について

・ろう児を対象にした特別支援学校等においては、手話を必須教科とすることを記述すべきである。

【ろう者の政治参加】

・議会改革の先進県である三重県議会であるならば、「ろう者の政治参加」を条文に記述してはどうか。

ろう者が、手話を用いて、選挙（被選挙を含む）、住民投票、請願、議会等における参加及び傍聴、情報の受信及び発信を行うことができる等、ろう者に配慮した条文とする。

・3県の条例について

【基本的施策】

- ①神奈川県は規定していないが必要

【協議会】

- ①神奈川県、群馬県は規定していないが必要

・推進協議会（推進会議）の設置。

第3 条例全般に係る意見

音声言語中心の社会では「手話」を理解できる人が少ないために「手話」で意思疎通できる機会が少なく自由に「手話」を使用できる環境ではない。

このため、ろう者とろう者以外の人たちが、十分な意思疎通ができないために生じる誤解、ろう者への無理解による偏見などにより、ろう者が地域や職場などで孤立するなど、当たり前暮らしをしていくことが難しい現状をみると、日本の社会全体の「手話」に対する理解不足が大きな要因の一つになっていると思われる。

ろう者とろう者以外の人たちが互いに尊重し、共に暮らしやすい社会をつくるには、地域社会が「手話」を言語として尊重することが必要である。

「手話言語条例（仮称）」の制定によって、「手話」が法的にも社会的にも、音声言語と対等な言語であることを県民の方々に知っていただくとともに「手話」についての理解や周知を図っていく重要。

手話がろう者とろう者以外の懸け橋となり、ろう者の人権が尊重され、互いに理解し、共生できる社会を築きたい。

意見シート

委員名: 水谷 隆

第1 総論について意見

- ・本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか など

○ 本文としては神奈川県のものを中心として作成したいと思う

付加の点としては
 手話を含めた障害者のコミュニケーション手段の充実と障害者の情報の補償を図る。

○ 県の責務から～事業者の役割については、三重県にも参考にして考えたい。

第2 各論について意見

- ・本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか など

○ 新画の策定等～基本的施策については
 鳥取県、群馬県を参考に良いと見られる。

○ 防災については津県は南北に長い県から
 南部、北部での災害時の支援拠点は
 必要である。
 災害時の支援体制をおしよる。

○ 手話施策推進協議会(仮称)の設置が1つと
 思うが設置できるか？

第3 条例全般に係る意見

- ・ 条例に対する思い
- ・ 条例制定の効果として期待すること

など

県民がこの条例の目的、理念を理解
し、言語の普及が妨がらず、
障がいの者、若者の人格と個性を尊重し合
障がいの者を支援するが障がいの者が活躍
できる環境づくり、が構築できると良
い。我々も含め、県民の皆様が言語を学ぶ
言語の便益が最高だね！

提出締切: 2月23日(火) 12:00

資料2

意見シート

委員名: 大久保 孝 栄

第1 総論について意見

- ・本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか
など

- ・総論の項目としては、群馬県と同じように、①目的②手話の意義③基本理念④県の責務⑤市町との連携及び協力⑥県民の役割⑦事業者の役割で良いではないかと思う。
 - ・①目的の中に、「安全に」という言葉が必要と考えます。
- ・④県の責務の中に「普及推進」「理解を深めること」と並べて「人材育成」を加筆するべきと考えます。

第2 各論について意見

- ・本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか
など

- ・県土、県の周囲の半分近くが海岸線であり、自然災害等に対応するため、三重県独自の条例として、基本的施策の中に、災害時対応の施策について書き込むべきと考えます。この点の県の責務と市町との連携が必要だと考えます。
- ・教育の場での手話の普及・理解の書き込みと共に、手話指導者の育成等「人材育成」を明記するべきと考えます。

第3 条例全般に係る意見

・ 条例に対する思い

・ 条例制定の効果として期待すること

など

- ろう者とのコミュニケーション等については、もちろんのこと、ろう者の人生において、希望が叶い、大きな夢を持つ環境整備がされること、ろう者が「安全に生活できる環境作り」を積極的に行っていかなければならないと、考えています。そのために多くの県民が手話を使えるようにしていくべきと思うので、「人材育成」も県が主導で行なえる条例になればと思います。
- 執行部が作る条例ではなく、議員が作ることを盛り込んだ条例に、また、市町条例ではなく、県条例として、大きく意味と効果がある条例になればと思います。そのために、「災害時等の対応」と「人材育成」の2点を書きおこすことを強く思います。
- 効果としては、鳥取県のように、手話に関する、感じを持つ県民が増え、手話教材があり、「手話」が身近にある環境づくりが整備されていくことを期待します。

提出締切: 2月23日(火) 12:00

資料2

07

意見シート

委員名: 山内道明

第1 総論について意見

- ・本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか など

- ① 了者の定義について。
 - ・手話と言語として使用し、アイデンティティとしている者
- ② 「了者と了者以外のもの」という表現について検討したい。
- ③ 目的において。
 - ・聴覚障がい者が活躍できる社会の実現を目指して……。
- ④ 前文、基本理念において
 - 「心のバリアフリー」「音のない世界」「手話言語とは声であり、心である」等の表現と盛り込んでほしい。又、東日本大震災での聴覚障がい者の被災状況
- ⑤ 聴覚障害の定義について
 - 了者、軽〜高度難聴者、中途失聴者、老人性難聴者

第2 各論について意見

- ・本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか など

- ① 補聴器について。
 - 補聴器 ≡ 眼鏡 ≡ ゴoggles
 - ↳ hearing aid
- ② 日常生活等において、実際に困っている事と記載を。
 - 電話が聞こえない、満員電車に乗れない、堅いガラスが聞こえない。
- ③ 聴覚障がい者の「働く環境」の開発等。

第3 条例全般に係る意見

- ・ 条例に対する思い
- ・ 条例制定の効果として期待すること

など

- 「手話言語・障害者コミュニケーション条例」として取り組んでほしい
 - ・ 口語法、単語等と制約はせず、又、手話と強制してもやらないでほしい。
 - ・ 33歳と33歳以外の聴覚障がい者の関係について
 - ・ 手話言語に限定して条件を定める事により、他の障がい者への差別解消において、推進する具体的手段階においてどうか、歩調が合うかどうか。
 - ・ 手話通訳者の育成、身分保証、行政カモ等における情報保証等については、重点を置く。
 - ・ 聴覚障がい者全体への取り組み必要。
- 障害者差別解消法の施行に併せて、その推進軸として期待したい。
- 今回の条例と機会として、障がい者とその障がい、差別の現実と理解する機会が増える事を期待したい。
(体験)

提出締切:2月23日(火)12:00

資料2

意見シート

委員名: 岡野恵美

第1 総論について意見

- ・ 本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・ 追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・ 3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか など
- ・ 三重県のろう者の状況、ろう教育の歴史とろう者の現状など三重県の特徴をもちこむ。
- ・ 手話の言語認知としての認識をおさえる。
- ・ ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を入れる
- ・ 理念でなく、実際の運用がはかれるような条例にする。
- ・ 県の責務を、鳥取県のように明記する（合理的配慮と手話環境整備）とともに、市町村の責務も位置付ける。ただ県民の役割や事業者の役割については、おしつけにならないようにすべきだと思う。

第2 各論について意見

- ・ 本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・ 追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・ 3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか など
- ・ 手話審議会等を設置し、当事者はもちろん、教育関係者や商工業者など広く意見を聞くことができるようにする
- ・ 条例全体の構成は、鳥取県の条例に学ぶことが適切かと思う。
- ・ ろうあ連盟がまとめられた表のように鳥取県の条例に学んで、計画の策定及び推進、手話学習の機会確保、手話を用いた情報発信、手話通訳者の確保・養成、手話に関する調査・研究、財政上の措置、手話施策推進協議会などが必要かと思う。

第3 条例全般に係る意見

・ 条例に対する思い

・ 条例制定の効果として期待すること

など

・ 今までの検討会の進め方について、先に県外調査などが組まれていたこと。当事者からの意見聴取が一番最後だったことなど、疑問があります。もっと、三重県の特徴や、障がい者の実態など委員がまず最初に認識することが必要だったのではないのでしょうか。当事者から十分な意見聴取をし、私たちが問題点を把握したうえで、県外調査の対象をしぼり、三重県の条例をつくっていくという過程が必要だと思いました。

・ 当事者の方々が訴えられた、手話通訳者の高齢化や通訳者としての身分保障など、現時点での問題解決が急がれると思います。また災害時の対応の不十分さの認識もその通りだと思います。

・ 理念でなく、実際の運用ができるような条例にしなければと思いますが、議員提案ということであり、財源対策については不安があります。

・ 条例にたいする私の思いは、障害者差別解消法の施行にともない、すべての障がい者が共生できる社会の実現をめざし、まずろうあ者から道を開けるという期待があります。

提出締切:2月23日(火)12:00

資料2

意見シート

委員名:長田隆尚

第1 総論について意見

- ・本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか など

ろう者の立場に立った条例にするとともに、個別規定は盛り込むべきであると思います。その意味から、鳥取県が一番参考になると思われます。

第2 各論について意見

- ・本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか など

総論

- ・可能な箇所は、「努める」ではなく、「行う」と具体的に記述して頂きたい。
- ・生まれながらのろう者と、生まれてからろう者になった者の両者の立場が尊重できる条例にしていきたい

県の責務

- ・鳥取県のように、「……手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進する。」と具体的な表記が望ましい。

手話通訳等の確保、養成等

- ・鳥取県のように、「指導者の確保、養成及び手話技術の向上」という言葉は、入れてもらいたい。

第3 条例全般に係る意見

- ・ 条例に対する思い
- ・ 条例制定の効果として期待すること

など

市町の条例ではなく、県策定の条例なので、県としての行うべき視点、役割を明確にすべきであると思います。

提出締切: 2月23日(火)12:00

資料2

意見シート

委員名: 倉本 崇弘

第1 総論について意見

- ・ 本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・ 追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・ 3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか など

- ・ 群馬県手話言語条例をたたき台として検討をすべき
- ・ 条例の中に個別規定までできる限り書き込むことによって実効性のある条例とすべき
- ・ 全国的には手話のみではなく、コミュニケーションまで踏み込んだ条例もでてきているようだが焦点を絞るという意味からも絞り込んで制定を目指すべき

第2 各論について意見

- ・ 本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・ 追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・ 3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか など

- ・ 財政上の措置等について条例上は群馬県のような「努める」という表現が望ましいと考えるが、協議会なども含めて付帯決議等の手法を検討すべき
- ・ 「手話が、独自の言語体系を有する文化的所産」(神奈川県)などの文化的な違いというものを明確にすべき
- ・ 手話通訳者等の確保、養成については近々の課題であり、個別規定の中でも特に重要である

第3 条例全般に係る意見

- ・ 条例に対する思い
- ・ 条例制定の効果として期待すること

など

条例制定にあたっては意見をお聞かせいただいた有識者、関係団体の皆さんの意見を最大限尊重しつつ、条文化することが一番であると考えます。

と同時に実効性のある条例とするためには個別規定を一定程度書き込むことが重要です。ただ、一方で一定の配慮が必要な部分については群馬県の付帯決議を用いたやり方などを参考にすべきだと考えます。

提出締切:2月23日(火)12:00

資料2

意見シート

委員名: 稲森 裕尚

第1 総論について意見

- ・ 本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・ 追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・ 3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか
など

手話を言語であることを確立した上で
障がいを持つ方々の多様な情報コミュニケーション手段を保障する内容にしたい。

第2 各論について意見

- ・ 本県の条例に、独自の規定あるいは特徴的な規定として設けたいもの
- ・ 追加したい規定や、反対に他県の条例には規定されているが本県の条例としては不要ではないかと考える部分
- ・ 3県の条例で異なっている部分について、どのやり方がいいのか、又は三重県独自としてどのようなやり方がいいのか
など

観光客をはじめ訪れる方々への支援を充実させて地域戦略としても生かせるものに。

第3 条例全般に係る意見

- ・ 条例に対する思い
- ・ 条例制定の効果として期待すること

など

手話をできない方や、その他コミュニケーション手段に困っている方々の意見を聞きたい

三重県手話言語に関する条例検討会 各委員の意見の取りまとめ（総論・各論部分）

【項目】	委員意見
【条例の対象範囲】	<ul style="list-style-type: none"> ・手話だけでなく、少なくとも要約筆記や、磁気ループなど、情報を得るに必要な状況を作り出せる保障がなされることが必要であると考え。しかし、手話言語条例というそもそもの目的からすると、コミュニケーションを主目的とする条例にはすべきでないと考え。（小島委員） ・「手話言語・障がい者コミュニケーション条例」として、取り組む。（山内委員） ・全国的には手話のみではなく、コミュニケーションまで踏み込んだ条例もでてきているようだが焦点を絞るという意味からも絞り込んで制定を目指すべき。（倉本委員） ・手話を言語であることを確立した上で障がいを持つ方々の多様な情報コミュニケーション手段を保障する内容にしたい。（稲森議員）
【前文】	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県聾学校で教育活動の中で手話を取り入れて全国でも先進的であった経緯を入れる。（中瀬古委員） ・以下を前文で触れる。 「手話を含めた障がい者のコミュニケーション手段の充実と障がい者の情報の保障を図る」（水谷委員） ・「心のバリアフリー」、「音のない世界」、「手話言語とは声であり、心である」等の表現を盛り込んでどうか。また、東日本大震災での聴覚障がい者の被災状況も。（山内委員） ・三重県のろう者の状況、ろう教育の歴史とろう者の現状など三重県の特徴を盛り込む。（岡野委員）
【目的】	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県と同じようなものでいいのではないかと思うが、「安全に」という言葉が必要と考える。（大久保委員） ・「聴覚障がい者が活躍できる社会の実現を目指して」という文言を入れる。（山内委員） ・手話の言語認知としての認識をおさえる。（岡野委員） ・ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を入れる。（岡野委員）
【定義】	<ul style="list-style-type: none"> 〔手話の定義について〕 ・手話言語としての「日本手話」とであると明記すべき。（中瀬古委員） 〔ろう者の定義について〕 ・手話を言語として使用し、アイデンティティとしている者（山内委員） ・神奈川のような「ろう者」や「手話の普及」の定義は不要。「手話言語の定義」が必要。（田中委員） 〔聴覚障がいの定義について〕 ・ろう者、軽～高度難聴者、中途失聴者、老人性難聴者（山内委員） ・「ろう者とろう者以外のもの」という表現について検討したい。（山内委員）

【手話の意義／基本理念】	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通を（手話）言語で行う権利（中瀬古委員） ・生まれながらのろう者と、生まれてからろう者になった者の両者の立場が尊重できる条例にしていきたい。（長田委員） ・「手話が、独自の言語体系を有する文化的所産」（神奈川県）などの文化的な違いというものを明確にすべき。（倉本委員）
【県の責務】	<ul style="list-style-type: none"> ・「議会の責務」の明記（芳野委員） ・「普及推進」、「理解を深めること」と並べて「人材育成」を加筆すべき。（大久保委員） ・鳥取県のように明記する（合理的配慮と手話環境整備）。（岡野委員） ・鳥取県のように、「……手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進する。」と具体的な表現が望ましい。（長田委員）
【市町村の責務／市町村との連携及び協力】	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の責務でなく市町との連携及び協力（中瀬古委員） ・市町の責務はそれぞれの自治体が設ければよい。神奈川県、群馬県の市町村との連携及び協力の方が望ましい。（田中委員） ・市町村の責務を位置付ける。（岡野委員）
【県民の役割】	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の役割や事業者の役割については、おしつけにならないようにすべき。（岡野委員） ・（ろう者等による普及啓発）は「ろう者の役割」として総論に置く。（芳野委員）
【事業者の役割】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の役割は必要であるが、神奈川県のように事業者が手話の使用に関して配慮する旨の条例は、ろう者の雇用の門戸を狭くする。（田中委員） ・事業者の役割については、おしつけにならないようにすべき。（岡野委員）
【計画の策定等】	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県の条例に学んで、計画の策定及び推進が必要かと思う。（岡野委員）
【基本的施策】 （手話教育）	<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関の学生にも手話の教育環境を整備するために「ろう児等」に「学生」も加える。（芳野委員） ・乳幼児期からの手話の教育環境の整備、手話を学ぶ機会を確保（中瀬古委員） ・教育については、聾学校の教員の配置、専門性向上のための研修、手話の普及等について群馬県のように書き込みたい。また、乳幼児期からの言語環境の整備等や子どもたち自身の言語の選択保障にも言及できたらと考える。（小島委員） ・ろう児を対象にした特別支援学校等においては、手話を必須教科とすることを記述。（田中委員） ・教育の中での手話の普及、理解の書き込みとともに、手話指導者の育成等「人材育成」を明記するべきと考える。（大久保委員）
【基本的施策】 （手話通訳支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・手話による情報取得、意思疎通支援の施策（中瀬古委員） ・遠隔手話通訳（電話リレーサービス）の実施（中瀬古委員・田中委員）

<p>【基本的施策】 (手話通訳者養成等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳人材育成と指導者養成（中瀬古委員） ・手話通訳者の確保・養成等は欠かすことができないので、鳥取・群馬両県の条例のボリュームは必要と考える。（小島委員） ・鳥取県のように、「指導者の確保、養成及び手話技術の向上」という言葉は、入れてもらいたい。（長田委員） ・手話通訳者等の確保、養成については近々の課題であり、個別規定の中でも特に重要。（倉本委員）
<p>【基本的施策】 (新規)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「観光旅行者、その他の滞在者への対応」の規定を設ける。（芳野委員） ・観光立県を目指す三重県ならではの公共施設や公共交通等での情報提供や通訳サービス（中瀬古委員） ・地域の課題に対する施策を講じられるような内容を入れ込めると良い（例えば、防災対策や観光対策など）。（小島委員） ・観光客をはじめ訪れる方々への支援を充実させて地域戦略としても生かせるものに。（稲森議員） ・（手話を用いた情報発信）に次の項目を設ける。（芳野委員） 「県は、災害時における避難方法、被災後の生活等必要な時期にろう者に必要な支援ができるよう努めるものとする。」 ・災害支援体制の拠点づくり（中瀬古委員） ・防災については、三重県は南北に長いことから、南部、北部での災害時の支援拠点は必要であろう。災害時の支援体制を織り込む。（水谷委員） ・県土、県の周囲の半分近くが海岸線であり、自然災害等に対応するため、三重県独自の条例として、基本的施策の中に、災害対応の施策について書き込むべき。その点の県の責務と市町との連携が必要だと考える。（大久保委員） ・議会改革の先進県である三重県議会であるならば、「ろう者の政治参加」を条文に記述。ろう者が、手話を用いて、選挙（被選挙を含む）、住民投票、請願、議会等における参加及び傍聴、情報の受信及び発信を行うことができる等、ろう者に配慮した条文とする。（田中委員） ・聴覚障がい者の「働く環境」の開発等（山内委員）
<p>【基本的施策】 (その他)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な箇所は「努める」ではなく、「行う」と具体的に記述していただきたい。（長田委員）
<p>【財政上の措置】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財政上の措置等について、条例上は群馬県のような「努める」という表現が望ましいと考えるが、協議会なども含めて附帯決議等の手法を検討すべき。（倉本委員）
<p>【協議会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手話施策推進協議会の設置を入れることが必要だと思う。（小島委員） ・手話施策推進協議会が必要。（田中委員） ・手話施策推進協議会（仮称）を設置すべき。（水谷委員） ・手話審議会等を設置し、当事者はもちろん、教育関係者や商工業者など広く意見を聞くことができるようにする。（岡野委員）

【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・前文としては神奈川県のものを中心として作成したい。 (水谷委員)
	<ul style="list-style-type: none"> ・県の責務から事業者の役割については、三県ともに参考にして考える。 (水谷委員)
	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定等と基本的施策については鳥取県、群馬県を参考にする。 (水谷委員)
	<ul style="list-style-type: none"> ・総論の項目としては、群馬県と同じように、①目的、②手話の意義、③基本理念、④県の責務、⑤市町との連携及び協力、⑥県民の役割、⑦事業者の役割でいいのではないかと思う。 (大久保委員)
	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活等において、実際に困っていることを記載する(電話ができない、満員電車に乗れない、緊急アナウンスが聞こえない)。 (山内委員)
	<ul style="list-style-type: none"> ・理念でなく、実際の運用がはかれるような条例にする。 (岡野委員)
	<ul style="list-style-type: none"> ・条例全体の構成は、鳥取県の条例に学ぶことが適切かと思う。鳥取県の条例に学んで、手話学習の機会確保、手話を用いた情報発信、手話通訳者の確保・養成、手話に関する調査・研究、財政上の措置、手話施策推進協議会などが必要かと思う。 (岡野委員)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ろう者の立場に立った条例にするとともに、個別規定は盛り込むべきであると思う。その意味から、鳥取県が一番参考になると思われる。 (長田委員)
	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県手話言語条例をたたき台として検討をすべき。 (倉本委員)
<ul style="list-style-type: none"> ・条例の中に個別規定までできる限り書き込むことによって実効性のある条例とすべき。 (倉本委員) 	

三重県手話言語に関する条例検討会 今後のスケジュール見通し（案）

今後のスケジュール見通し

第7回検討会	2月26日	各委員から提出されたについて、当該提出委員から説明、質疑応答
第8回検討会	3月11日	座長が提示する論点を中心に委員間討議
第9回検討会	3月22日	座長が提示する論点を中心に委員間討議
第10回検討会	4月上旬	座長が提示する条例案たたき台（座長案）をもとに委員間討議
第11回検討会	4月中旬	第10回の討議を踏まえた条例案たたき台（座長修正案）をもとに委員間討議。 検討会の意見を統一し、【検討会案】として取りまとめ

4月中旬 検討会として、一度、条例案を確定

- パブリックコメントの募集** 第11回終了後（4月中旬）～5月中旬…所要1か月
書面等で意見照会
- ・ 関係団体
 - ・ 先行して条例を制定している松阪市及び伊勢市
 - ・ 県内市長会及び町長会
 - ・ 執行部

第〇回検討会（必要に応じて4月下旬から5月中旬）
【検討会案】に対して執行部や関係団体の意見聴取

第12回検討会 5月下旬 パブリックコメントや各意見照会に対する回答を踏まえて、委員間討議。これらを反映して【検討会案】を最終修正。

全員協議会	6月中旬	最終修正した条例案（案）を説明
第13回検討会	6月中旬	条例案を最終確定、提出議案に署名、条例案提出
代表者会議	6月中旬	提出した条例案を説明
議会運営委員会	6月中旬	提出した条例案を説明
本会議	6月中旬	提案説明
委員会付託	6月下旬	付託された委員会において質疑
本会議	6月30日	採決